

令和8年度構造物全般検査業務委託  
仕様書

令和8年6月

## 1 全般検査業務

### 第1条 適用

本仕様書は、福岡市地下鉄 空港線・箱崎線・七隈線における令和8年度構造物全般検査業務委託に適用する。

### 第2条 目的

本業務委託は、福岡市地下鉄 空港線・箱崎線・七隈線の構造物において、列車の安全で円滑な運行及び施設利用者の安全を確保するべく、構造物の変状等の有無及びその進行性を把握し、適切な維持管理を図ることを目的としたものである。

### 第3条 用語の定義

この仕様書に記載する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 『甲』とは、発注者（福岡市交通局）をいう。
2. 『乙』とは、本業務委託の受注者をいう。
3. 『監督員』とは、甲の定めた者で、監督業務を行う者をいう。
4. 『検査責任者』とは、乙の定めた者で、本業務委託の業務を監督する者をいう。
5. 『業務遂行責任者』とは、業務の管理を行う者をいう。
6. 『管理技術者』とは、技術上の管理を行う者をいう。
7. 『検査実施者』とは、本業務委託において検査業務に従事する者をいう。
8. 『指示』とは、監督員が乙に対し、検査業務等の遂行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
9. 『承諾』とは、乙が申し出た事項について監督員が同意することをいう。
10. 『協議』とは、監督員と乙とが対等の立場で合議することをいう。

### 第4条 検査実施者及び検査責任者、業務遂行責任者、管理技術者

乙は、本業務委託における検査実施者及び検査責任者、業務遂行責任者、管理技術者を定め、甲に書面を持って通知するものとする。

ただし、検査実施者及び検査責任者、業務遂行責任者、管理技術者はそれぞれを兼ねることができるものとする。

### 第5条 検査実施者の資格

本業務委託の検査実施者の資格は、下記のとおりとする。

表-1 技師（B）の資格

検査実施者名称	資格
技師（B）	大学卒業後、構造物検査業務に10年以上の実務経験を有する者もしくはコンクリート診断士の資格を有する者。

なお、資格欄については、上記経験年数に下記を加算して読みかえることができる。

- (1) 短大卒、高専卒 5年
- (2) 高校卒 10年

## 第6条 業務計画書

1. 乙は、本業務委託の実施に先立ち、構造物全般検査業務計画書（以下『業務計画書』という。）を作成し、監督員に提出するものとする。
2. 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要 (2) 業務内容 (3) 実施方針 (4) 業務工程
  - (5) 成果物の内容、部数 (6) 安全管理 (7) 連絡体制（緊急時含む）
  - (8) その他
3. 乙は、業務計画に変更が生じた場合は、変更業務計画書を監督員に提出し、承諾を得るものとする。
4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 第7条 関係法令等の遵守

1. 業務の遂行にあたって、関係法令等を十分把握し遵守すること。また担当者へ関係法令等の周知徹底を図ること。

関係法令等とは、下記の法令を示す。

- ・ 鉄道事業法
  - ・ 消防法
  - ・ 建築基準法
  - ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の技術基準
  - ・ 福岡市交通局安全管理規程
  - ・ 福岡市高速鉄道土木実施基準
  - ・ 福岡市高速鉄道 鉄道構造物等維持管理計画【構造物編】
  - ・ 福岡市高速鉄道施設作業要領
  - ・ 施設関係係員資質管理要領
  - ・ 福岡市高速鉄道線路閉鎖取扱要領
  - ・ 福岡市高速鉄道1号線及び2号線土木構造物設計仕様書
  - ・ 福岡市高速鉄道3号線土木構造物設計仕様書
  - ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱
  - ・ トンネル標準示方書〈土木学会〉
  - ・ コンクリート標準示方書〈土木学会〉
2. 業務の一部を他社に外注する場合は、外注先の直接の担当者まで関係法令等の周知徹底を図ること。

## 第8条 履行期間

本業務委託の履行期間は、契約締結日の翌日より令和9年3月15日までとする。

## 第9条 作業調整会議

1. 交通局施設内での作業に当たっては、作業日ごとに作業責任者を定め、作業及び安全管理等に努めること。

2. 交通局施設内での作業に当たっては、作業責任者は表-2, 3 に示す期限までに作業計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。

ただし、週間の作業計画書については、月間の作業計画書からの変更がない場合は提出を要しない。

3. 交通局施設内での作業に当たっては、作業責任者は表-2, 3 に示す会議に出席し、他作業との調整を行うこと。

表-2 空港線・箱崎線（開催場所：姪浜保守事務所）

会議名	作業計画書提出期限	開催日時
月間作業調整会議	開催日の前週の月曜日(午前)まで	作業日の前月 20 日以降、直近の水曜日（週間作業調整会議後）
週間作業調整会議	開催日の週の月曜日(午前)まで	作業日の前週水曜日（13:30～）
当日作業確認会議	—	毎日（16:30～）

表-3 七隈線（開催場所：橋本保守事務所）

会議名	作業計画書提出期限	開催日時
月間作業調整会議	開催日の前週の金曜日(午前)まで	作業日の前月 20 日以降、直近の火曜日（週間作業調整会議後）
週間作業調整会議	開催日の前週の金曜日(午前)まで	作業日の前週火曜日（14:00～）
当日作業確認会議	—	毎日（16:30～）

※ 立会が必要な場合は週間作業調整会議前までに、監督員に作業計画書を提出し、承諾を得ておくこと。

#### 第10条 作業日報

乙は、交通局施設内で作業を行った場合、原則的に翌日朝までに電子メールまたはFAXで作業日報を監督員に提出するものとする。

日報には検査種別ごとに、人数（種別ごとに）・範囲・箇所数・時間（場所ごとに）等を記載するものとする。

#### 第11条 検査報告書の提出

乙は、検査実施後、検査報告書の作成を行い、監督員に1部提出するものとする。

検査実施者は検査実施結果をコンクリート診断士の資格を有する検査責任者に提出して判断を仰ぎ、検査報告書に反映させること。

#### 第12条 貸与品

甲が無償貸与できるものは下記のものとする。

1. 最新の変状展開図及びその他業務上必要な図面、機械仕様書等
2. 軌道モーターカー及び高所作業台車等

なお、貸与品を損傷させた場合は、乙の責任において修理するものとする。

### 第13条 使用器具の点検

乙は、検査前に必ず使用器具の点検を行い、終了後は整備するものとする。

### 第14条 検査開始前及び終了時の使用器具数量チェック

乙は、構内における使用器具の置き忘れを防止するため、使用器具数量表を作成し、検査開始前及び検査終了時に作業責任者と使用器具責任者の双方により、使用器具数量の確認を行うものとする。

### 第15条 検査時間

本業務委託の軌道内での履行時間は、昼間の指定がないものについては、原則として営業終了後とする。

### 第16条 地下鉄構内への立ち入り

営業時間内に軌道内に立ち入る際は、関係部署に連絡し、承諾を得ること。また夜間の地下鉄構内（軌道）への立ち入りは、営業終了を確認のうえ立ち入ること。

駅部検査時に電気室や変電所等に立ち入る際は、事前に作業計画書を監督員に提出し、立会いを求めること。また入室の際は、関係部署に連絡し、承諾を得ること。

また、駅ホーム端部及び駅出入口を利用した場合に関しては、扉及びシャッターが確実に閉まっているか確認すること。

### 第17条 駅および構内施設の操作禁止

乙は、本業務委託に関係のない設備は、絶対に操作してはならない。

### 第18条 安全教育等

業務遂行責任者及び管理技術者、検査実施者のいずれかは本業務委託の遂行に際し、福岡市高速鉄道施設作業要領に基づいた安全教育を監督員より受講し、本業務委託の作業員全員に安全教育を実施すること。

乙は、安全教育の計画書及び実施報告書を甲の指示に従い提出し、甲が承認後に現場に立ち入るようにすること。

### 第19条 資格作業

空港線・箱崎線・七隈線における資格作業（線路閉鎖作業、電車線停電作業、軌道モーターカー運転）の資格者は本業務委託に含む。なお、資格作業者は、甲が発行の認定証を有する者とする。線路閉鎖作業責任者及び電車線停電作業責任者は兼務すること。また、列車見張員の資格については、甲の訓練を受けた者か、JRの資格を所有する者とする。

### 第20条 緊急時の対処

乙は、業務計画書に緊急連絡体制を定め、緊急時には甲の指示を受けるものとする。

## 第21条 安全確保

乙は、軌道内検査作業にあたっては、安全確保に留意し、営業時間内での検査作業については列車見張員を配置して行うこと。

## 第22条 列車見張員及び交通誘導員

本業務委託における列車見張員及び交通誘導員の配置人員は次の通り計上しているが、現地の状況や関係機関との協議により変更が生じた場合は、別途協議するもの。

空港・箱崎・七隈線構造物検査

土留擁壁検査（軌道内）・・・・・・・・列車見張員（昼間） 2人配置

高架橋及び橋梁検査（軌道内）・・・・・・・・列車見張員（昼間） 2人配置

高架橋打音検査（軌道外）・・・・・・・・交通誘導警備員B（昼夜間） 2人配置

## 第23条 線路等の呼称

- ・ 1号線（空港線）：姪浜側を起点側、福岡空港側を終点側という。

東行線……姪浜→福岡空港方向線路、駅部は1番線（中洲川端駅は3番線）

西行線……福岡空港→姪浜方向線路、駅部は2番線（中洲川端駅は4番線）

なお、姪浜駅部は海側から山側に向かい順次1～4番線という。

入場線……姪浜→姪浜車両基地

出場線……姪浜車両基地→姪浜

- ・ 2号線（箱崎線）：中洲川端側を起点側、貝塚側を終点側という。

北行線……中洲川端→貝塚方向線路、駅部は1番線

南行線……貝塚→中洲川端方向線路、駅部は2番線

- ・ 3号線（七隈線）：橋本側を起点側、博多側を終点側という。

東行線……橋本→博多方向線路、駅部は1番線

西行線……博多→橋本方向線路、駅部は2番線

なお、橋本駅部は海側から山側に向かい順次1～3番線という。

入場線……橋本→橋本車両基地

出場線……橋本車両基地→橋本

## 第24条 検査期間

通常全般検査は、福岡市高速鉄道 鉄道構造物等維持管理計画【構造物編】において基準日を空港線及び箱崎線においては1月15日、七隈線においては11月15日と定めているため、ずい道検査、土留擁壁検査、高架橋及び橋梁検査については基準日を含む月に前後一月を加えた期間内に実施すること。

第25条 検査等履行日

本業務委託の夜間における軌道内での履行は、原則月曜日営業終了後～土曜日営業終了後（祝日等を除く）に限定して行うものとする。

やむを得ず上記以外の日の履行となる場合は、その都度監督員と協議を行うこと。

第26条 構造物全般検査実施範囲

表-4 空港・箱崎線の検査項目及び検査実施範囲

検査項目	検査実施範囲		
ずい道検査	東行線	0k604m～13k172m	12,575m
	西行線	0k604m～13k172m	12,575m
	北行線	-0k645m～4k350m	4,944m
	南行線	-0k645m～4k350m	4,944m
	西新留置線		210m
	中洲1号留置線		207m
	博多留置線		286m
	中洲2号留置線		205m
	合計		35,946m (35.9km)
パナソル検査	パナソル区間 東西行線 4k835m250～4k935m000		
	1) パナソル板側壁はらみ出し測定		
	測定パネル番号		
	東行線	1, 5, 7, 8, 10, 15, 20, 25, 30, 35, 40, 44	
西行線	47, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85, 90		
2) 内空断面寸法測定			
測定パネル番号			
東行線	1, 8, 25, 40		
西行線	47, 60, 75, 90		
土留擁壁検査 (U型擁壁部)	東行線	0k484m000～0k604m250	120.250m
	西行線	0k484m000～0k604m250	120.250m
	北行線	4k350m000～4k590m000	240.085m
	南行線	4k350m000～4k590m000	240.085m
	合計		720.670m (0.7km)

高架橋及び橋梁検査	入出場線・東西行線 -1k176m899～0k484m000 ・引上線 1,660m=1.6km ただし、軌道外については姪浜駅部（-0k136m600～0k122m500）を除く。 1,660m-259m=1,401m (1.4km) (橋梁箇所) -1k174m050 -1k157m800 -1k139m878 -1k028m600 -0k961m919 -0k860m553 -0k693m800 -0k542m600 -0k527m100 -0k511m600 -0k340m100 -0k151m600 0k182m200 0k296m200 計 (14カ所)
打音検査	実施箇所については、第29条 検査内容を参照

表-5 七隈線の検査項目及び検査実施範囲

検査項目	検査実施範囲		
ずい道検査	東行線	-0k154～13k671m900	13,825.9m
	西行線	-0k085～13k671m900	13,756.9m
	中線	-0k315～ 0k118m	433m
	入場線	0k000～ 0k389m500	389.5m
	出場線	0k000～ 0k389m500	389.5m
	茶山留置線	6k048～ 6k341m	293m
	天神南留置線	12k035～12k252m	217m
	合計		29,304.8m (29.3km)
駅	梅林駅、福大前駅		
土留擁壁検査 (U型擁壁部)	入場線	0k389m500～ 0k540m000	150.500m
	出場線	0k389m500～ 0k540m000	150.500m
	合計		301.000m (0.3km)
打音検査	実施箇所については、第29条 検査内容を参照		

第27条 計画準備

1) 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書の作成を行う。

2) 資料収集整理

業務計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状等の発生状況を把握する他、点検手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

第28条 検査項目及び作業時間

表-6 検査項目及び作業時間

		項目	作業時間
構造物全般検査	空港・箱崎線	ずい道検査	夜間（1：10～4：45；後片付け込み）
		パナソル検査	夜間（1：10～4：45；後片付け込み）
		土留擁壁検査	昼間
		打音検査	夜間（1：30～4：45；後片付け込み）
		軌道モーターカー運転	夜間（1：10～4：45；後片付け込み）
		高架橋及び橋梁検査	昼間
	高架橋打音検査	昼夜間	
	七隈線	ずい道検査	夜間（1：10～4：35；後片付け込み）
		土留擁壁検査	昼間
		打音検査	夜間（1：20～4：35；後片付け込み）
		軌道モーターカー運転	夜間（1：10～4：35；後片付け込み）

※上記の作業時間を原則とし、作業時間帯の変更等がある場合は、その都度監督員と協議を行うこと。

第29条 検査内容（空港線・箱崎線・七隈線・土留擁壁・高架橋）

1. ずい道検査

- ・十分な照明を用いて目視を基本として行うこと。
- ・駅部において、土木構造躯体を検査対象とし、建築仕上部（タイル壁、化粧天井）等は検査対象外とする。
- ・構造物の状態と標準的な健全度の判定区分を表-7に、トンネルにおける剥落に関する変状の状態と標準的な健全度の判定区分を表-8に示す。
- ・既に健全度A及びB、 $\alpha$ 及び $\beta$ の判定を受けている箇所における進行性、新たに健全度A及びBや $\alpha$ 、 $\beta$ となっている箇所の抽出に主眼を置くこと。
- ・健全度A及びB、 $\alpha$ 及び $\beta$ の箇所に加え、変状の著しい箇所等について写真撮影を併用すること。

- ・本検査の結果により、健全度及び個別検査の要否、打音検査の要否を判定すること。
- ・容易に叩き落せる剥離箇所は、叩き落すこと。

表－7 構造物の状態と標準的な健全度の判定区分

健全度	構造物の状態
A	運転保安、旅客及び公衆などの安全並びに列車の正常運行の確保を脅かす、またはそのおそれのある変状等があるもの
B	将来、健全度 A になるおそれのある変状等があるもの
C	軽微な変状等があるもの
S	健全なもの

表－8 トンネルにおける剥落に関する変状の状態と標準的な健全度の判定区分

健全度	変状の状態
$\alpha$	近い将来、安全を脅かす剥落が生じるおそれがあるもの
$\beta$	当面、安全を脅かす剥落が生じるおそれはないが、将来、健全度 $\alpha$ になるおそれがあるもの
$\gamma$	安全を脅かす剥落が生じるおそれがないもの

## 2. パナソル検査

- ・パナソル板側壁のはらみ出しを手測りで測定すること。
- ・内空断面寸法はバーニア・スケールを用いて測定すること。

## 3. 土留擁壁検査

- ・U型擁壁部の亀裂、傾斜、沈下、目地切れ等の調査をすること。

## 4. 打音検査

- ・ずい道検査及び土留擁壁検査の結果より必要と判定された箇所または監督員の指示する箇所に対して行うこと。
- ・検査箇所については、打音検査一覧表を提出すること。
- ・ハンマー等で打撃し、打撃音や跳ね返り方、手応え等から構造物の状態を調査すること。
- ・容易に叩き落せる剥離箇所は、叩き落すこと。
- ・浮いている箇所について、劣化範囲をチョーク等でマーキングし、その大きさ及び位置等を記録すること。
- ・軌道モーターカーを貸与する。

## 5. 高架橋及び橋梁検査

- ・橋脚、高架橋、橋梁の変状の調査をすること。詳細は福岡市高速鉄道 鉄道構造物等維持管理計画【構造物編】4.3.2(2)を参照すること。
- ・橋梁の桁端離れ等の調査をすること。
- ・排水状態、防護柵の外観検査をすること。

## 6. 高架橋打音検査

- ・高架橋及び橋梁検査の結果より必要と判定された箇所または監督員の指示する箇所

に対して行うこと。

- ・高所作業車を用いて、高架下および高欄等を検査すること。
- ・打音検査に準ずること。

#### 7. 変状展開図加筆修正（軌道部）

- ・新たな変状を展開図（CAD データ）に朱書きで加筆修正すること。

#### 8. 変状カルテ作成

- ・健全度判定において、B以上及びCの中で変状が著しいと判断された箇所について、構造物の諸元及び劣化の範囲、写真等を記載すること。

#### 9. 駅部検査

- ・十分な照明を用いて目視を基本として行うこと。また、変状が見られる箇所または監督職員の指示する箇所においては、打音検査を実施すること。
- ・土木構造躯体を検査対象とし、建築仕上部（タイル壁、化粧天井）等は検査対象外とする。
- ・変状が見られ足場等が必要な箇所は記録しておき、監督職員の指示を受けるものとする。
- ・ハンマー等で打撃し、打撃音や跳ね返り方、手応え等から構造物の状態を調査すること。
- ・容易に叩き落せる剥離箇所は、叩き落すこと。
- ・浮いている箇所について、劣化範囲をチョーク等でマーキングし、その大きさ及び位置等を記録すること。
- ・構造物の状態と標準的な健全度の判定区分を表-7 に、トンネルにおける剥落に関する変状の状態と標準的な健全度の判定区分を表-8 に示す。
- ・健全度A及びBや $\alpha$ 、 $\beta$ となる箇所の抽出に主眼を置くこと。
- ・健全度A及びB、 $\alpha$ 及び $\beta$ の箇所に加え、変状の著しい箇所等について写真撮影を併用すること。

#### 10. 報告書作成

- ・検査の結果より健全度判定および個別検査の要否、劣化要因等について検討し、劣化要因及に応じた対策工法を提案すること。

##### ・報告書の内容

- |                               |        |          |           |
|-------------------------------|--------|----------|-----------|
| イ 業務概要                        | ロ 業務内容 | ハ 業務実施方針 | ニ 安全管理    |
| ホ 実施工程表                       | ヘ 検査報告 | ト 健全度判定  | チ 個別検査の要否 |
| リ 補修・対策                       |        |          |           |
| ヌ 変状展開図（空港線・箱崎線・七隈線・土留擁壁・高架橋） |        |          |           |
| ル 変状カルテ（空港線・箱崎線・七隈線・土留擁壁・高架橋） |        |          |           |
| ヲ 変状写真（空港線・箱崎線・七隈線・土留擁壁・高架橋）  |        |          |           |

##### ・提出部数

- イ 報告図書 紙ベース1部、CD-R1部

- ロ 紙ベースで提出する書類については拡大及び縮小し A4 サイズとする。  
拡大・縮小等で不明瞭になる場合は監督員に確認すること。
- ハ その他にも協議において監督員が指示するもの。

### 第 30 条 報告書の修正について

当委託は契約不適合責任期間は設けないが、検査完了後に報告書に誤りや記載漏れ等を認めた場合は修正を行うもの。

## 2 調査・補修検討（室見駅ホーム）

### 第 31 条 業務内容

本業務委託の内容は以下のとおりとする。

#### 1. 対象箇所

室見駅 ホーム・ホーム支柱

（劣化原因調査①～③、⑤、⑥、施工方法検討、報告書作成）

#### 2. 実施設計内容

##### （1）全体計画

- ・調査に先立ち現地踏査を行い、計画を立てる。
- ・下記の資料を収集し、基礎情報の整理を行う。
  - 設計資料：材料強度，設計モデル，荷重条件等の確認
  - 工事記録：地質状況，地下水状況，施工順序，施工時の問題点等の確認
  - 補修記録：補修対象の損傷と補修工法の選定経緯等
  - 調査記録：調査内容と調査結果、補修記録との関連
  - 通常全般検査記録：点検記録、健全度判定、変状内容・範囲、変状写真、変状カルテ等の確認。
  - 個別検査記録：H14 室見駅 上床（1k495m）、H18 室見駅 拡幅部柱（劣化部 1 本 健全部 1 本）H22 室見駅 アーチ部（1k498m）

##### （2）劣化原因調査（夜間作業：①～③、昼間作業：④～⑥）

###### ①鉄筋腐食調査

- ・RC レーダ法または同等試験器を用いて鉄筋の配筋状況及び鉄筋のかぶりを測定すること。
- ・鉄筋腐食調査は自然電位法または同等の結果が得られる試験とすること。  
自然電位法は土木学会基準 JSCE E601「コンクリート構造物における自然電位測定方法」に準じて測定する。
- ・自然電位による鉄筋腐食判定は、かぶりコンクリート部分で発生する電位差を表面含水率、中性化深さ、塩化物イオン量を用いて補正する自然電位補正法により実施する。

②塩化物イオン濃度測定

- ・試験はドリル法または同等の方法により試料採取を行い、構造物への影響は最小限とすること。
- ・塩化物イオン量測定は蛍光 X 線分析装置によるものまたは同等の結果が得られるものとする。
- ・削孔跡は試験完了後、速やかに原形復旧すること。

③中性化試験

- ・試験はドリル法または同等の方法により試料採取を行い、構造物への影響は最小限とすること。

④データ整理

- ・得られた調査結果を整理する。

⑤原因推定および健全度評価

- ・既存資料及び各種調査結果に基づき劣化の原因を推定する。また、劣化による健全度の評価を行う。

⑥報告書作成

- ・以上の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

(3) 補修工法の比較検討

- ・室見駅のホーム床版で発生している変状に対する補修工法を複数案選定し、安全性、経済性、施工性等の観点から比較し、総合的に優れる補修工法の選定を行う。

(4) 補修設計

- ・選定された補修工法について詳細設計を実施する。

(5) 概算工事費算出

- ・補修工事に必要となる概算工事費を算出する。

### 第32条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「福岡市電子納品の手引き 土木業務編(平成 26 年 4 月)」及び事前協議に基づいて作成されたものを指す。
- 2 電子納品の位置づけは「成果物」であり、電子媒体は CD-R 正副 2 部提出すること。
- 3 電子媒体を提出する際は電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### 第33条 成果物

成果物は、下記に示す内容等について記載した報告書 2 部及び第 6 条で定義する電子データを収めた電子媒体とする。なお、成果物の提出場所は、交通局施設車両部技術課

とする。

- |   |                 |             |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 工事用実測平面図        | 1/200、1/500 |
| 2 | 構造一般図           | 1式          |
| 3 | 構造物設計           |             |
|   | ・構造図（仮設工、配筋図含む） | 1式          |
|   | ・電算シート          | 1式          |
|   | ・数量計算書          | 1式          |
|   | ・積算根拠資料         | 1式          |

#### 第34条 設計協議

補修検討業務に関して、打合せ回数は着手前、完了検査前及び中間1回の計3回を基本とするが、監督員が必要と認めた場合は、その都度行わなければならない。

#### 第35条 管理技術者

- 1 管理技術者は、「設計業務等共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たすものとする。
- 2 平成13年以降の技術士試験合格の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の経験を有する者。
- 3 RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。

#### 第36条 照査技術者及び照査の実施

- 1 本業務は、「設計業務等共通仕様書」第1108条に基づき「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものであり、本業務における照査技術者を定めなければならない。
- 2 照査技術者は、「設計業務等共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。
  - 1) 平成13年以降の技術士試験合格の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の経験を有する者。
  - 2) RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。
- 3 「設計業務等共通仕様書」第1108条第2項でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 4 「設計業務等共通仕様書」第1108条第1項でいう成果品の照査については、次のとおり行うものとする。
  - 1) 本業務における基本事項の照査は、「福岡市詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。
  - 2) その他、照査計画書作成時において監督員が指示した時とする。
- 5 当該事業の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。